

駒ヶ根市休日の部活動地域移行について



駒ヶ根市教育委員会 ・ 地域移行協議会

中学校生活・・・部活動は「楽しみ」ですか？

【中学校部活動】とは

- 1 生徒の自主的・主体的な活動により行われるもの
- 2 スポーツや文化・芸術及び科学等に親しみながら

- ① 運動や学習など、活動意欲の向上
- ② 責任感、連帯感の育成
- ③ 協力・友情の深まり など、

自分の適性や興味・関心等をより深く追求していく機会

- 3 異年齢の仲間との交流や、先生方、地域の方々との交流を通して、自信や意欲、存在感や必要感の高まりが期待されるもの。（自己肯定感・自己有用感の高揚）



今の学校部活動を更に工夫して

- ・自分がやりたい色々なスポーツや文化芸術活動に取り組むことができるように
- ・多くの仲間と一緒にできるように
- ・近くの市町村の中学校を含む、他校の友達の参加も考えながら
- ・今までの中学校部活動が大切にしてきた「自主的・主体的な活動」「責任感、連帯感、達成感の育成」なども大切に引き継ぐ

部活動の意義や目的が大きく変わらないように、少しずつ工夫（変化）しながら活動環境を整えていきます。

具体的にはどのように工夫するの？・・・大きく2つ

【一定の条件の下で】

＊学校の部活動にはないスポーツ・文化芸術活動でも、「好き」「やりたい」活動に参加できるように・・・。

・東中学校部活動にない種目でも、赤穂中にその種目があれば、自分の意思や考えで選択・活動できるようにします。・・・(多様なスポーツ・文化芸術活動経験)

＊東中学校と赤穂中学校や、近くの色々な学校の生徒と合同で行う活動や地域クラブの活動も考えていき・・・。

・「部員不足で十分な活動ができない」或いは「大会やコンクールに参加できない」状況を解消するために。・・・(少子化対応)

「一定の条件」 「合同の活動」 「地域クラブ活動」

「一定の条件」 ・ ・ ・ ・ ・ ってどんなことですか？

～ 東中にはなく、赤穂中にはある種目を選択して活動する場合 ～

赤穂中学校を拠点校とし、「拠点校活動」として活動します。

＊該当する部活動（種目）

サッカー テニス バレー 卓球 バドミントン 新体操 剣道

ホッケー 吹奏楽 （水泳）＊水泳はスイミングクラブでの活動です。

＊拠点校活動に係る一定の条件としては・・・例えば

1 平日、活動場所への移動（送迎）は、原則保護者（家族）が行う。

（活動場所：平日は拠点校の赤穂中が主、休日は様々です。）

2 平日に保護者や家族の送迎が難しい場合は、自己課題に沿った自主トレ活動を帰宅した後に行う等、各自で工夫していく。

3 休日については、保護者の責任の下、活動場所に現地集合・現地解散。自転車等の利活用も可能とする。 等々です

「 合同の活動 」

～ 両校に部活動（種目）が設置されているが、部員不足
が生じた場合等々には（状況に応じて）合同で活動する ～

合同練習や合同チーム編成 等、「合同型活動」として活動します。

※大会参加規程により、一部拠点校活動の場合もあります。

***該当する部活動（種目）**

バスケットボール 軟式野球 陸上競技 合唱・音楽

***合同型活動に係る一定の条件としては・・・例えば**

- 1 平日は各学校で活動、休日は合同活動。（休日の会場は様々）**
- 2 平日に自校以外の場所へ移動して活動する場合は、原則保護者（家族）が送迎。休日については、保護者の責任の下、活動場所に現地集合・現地解散。自転車等の利活用も可能とする。**

「地域クラブ活動」

～ 地域移行の受け皿となる「地域クラブ」の活動 ～

＊駒ヶ根市では、以下の点について確認されている**社会教育活動を「地域クラブ活動」として**います。

- 1 学校部活動の教育的意義や役割を継承（県・駒ヶ根市の活動指針を遵守）
- 2 駒ヶ根市、駒ヶ根市教育委員会は勿論、駒ヶ根市部活動地域移行協議会も十分かかわり、共通理解できている団体
- 3 運営団体・実施主体が明確であり、責任の所在も明確である

※地域クラブ活動は、学校の教育課程外のスポーツ・文化芸術活動。社会教育法上の「社会教育」。（学校管理下の活動ではない活動）

※学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通して連携。

部活動の地域移行 まずは・・・

休日の学校部活動を、地域クラブ活動に移行していきます

駒ヶ根市では、既に活動している各団体と連携し、まず休日から学校部活動を地域クラブ活動に移行していく予定です。

- 1 **駒ヶ根市スポーツ少年団**に「中学団」を新設し、休日を中心に活動します。
- 2 **駒ヶ根市スポーツ協会**（○○部）の皆さんと、休日と一緒に活動したり、スポーツ教室やスポーツイベントなどの事業を年間を通して開催していただいたりして、休日に中学生が活動できる環境を準備（計画）していく予定です。

～ 既に「地域クラブ」として活動している
或いは、地域クラブ活動への移行推進中の種目（例）～

種 目

運営団体

実施主体

新体操

スポーツ少年団

スポ少 新体操団

剣 道

スポーツ少年団

伊南剣道協会

ホッケー

スポーツ少年団

スポ少 ホッケー団

バドミントン

スポーツ少年団

駒ヶ根 B C

バレーボール

スポーツ少年団

スポ少 バレー団

サッカー

スポーツ少年団

スポ少 サッカー団

卓 球

スポーツ協会

スポ協 卓球部

（駒ヶ根クラブ）

*部活動の種目以外にも、空手、少林寺拳法、硬式テニス、スキー等、スポーツ少年団、スポーツ協会が運営団体として活動している種目もあります。

中学校入学後、どうやって選んでいけばいいのかなあ？

- * 小学校低学年～現在にかけて、駒ヶ根市スポーツ少年団などで活動しているスポーツ（種目）や、一緒に活動してきた友達もいます。
- * 中学校に入学したらぜひ取組んでみたいスポーツ（種目）もあるかもしれません。
- * 地域クラブ活動に参加する場合には、スポーツ少年団やスポーツ協会主催の事業（〇〇教室等）に入団、入会・入室していただくこととなります。

東中学校や赤穂中学校、駒ヶ根市教育委員会、駒ヶ根市地域移行協議会では、皆さんの「好き」「やりたい」「続けたい」を、とことん追求できるように相談・応援していきます。

- 1 東中学校に進学する児童の皆さん
 - * 東中学校にはなく、赤穂中にはある種目に取り組みたいという希望がある場合には、先ずは入学後部活動入部準備期間（4月当初）に担任の先生に相談してください。
 - * 活動に係ること、保護者（家族）の協力に係ることなどを確認しながら準備していきます。

- 2 赤穂中学校に入学する皆さん
 - * 上記1（東中学校に進学する児童の皆さん）の内容について、共通理解をお願いします。
 - * 入部については、例年と変わることはありません。学校の推進計画に沿って入部手続きをお願いします。

- 3 地域クラブ活動に参加する皆さん（両校に関係します）
 - * 正式入部の時期には、スポーツ少年団やスポーツ協会の事業への入団入会手続きについて、指導者より説明があります。

おわりに

○皆さん（お子様）が入学してからも、活動環境が大きく変わらないように小さく変わり続け、より良い方向に整備していきます。

○平日の部活動地域移行については、準備ができた運営団体・実施主体から、少しずつ移行していく予定です。

○文化・芸術関係部活動の地域移行については、なかなか運営団体・実施主体が定まらない状況です。

○活動費、輸送面、生徒の見守りを含む「指導者」等々、保護者の皆様にはご負担をいただくことが生じます。（できる限り低廉なご負担として検討していきます。）ご理解ご協力をお願いいたします。

○ご心配な点、ご不明な点等、遠慮なくお問い合わせください。

駒ヶ根市休日の部活動地域移行について



駒ヶ根市教育委員会 ・ 地域移行協議会